平成３０年３月吉日

東京都行政書士会中央支部

**支部補助金・助成金・給付金のご案内**

前略

中央支部では、支部会費を完納している個人支部会員を対象として、支部細則に基づき、次のような補助金・助成金・給付金（慶弔金）制度があります。該当する会員は支部まで申請または申告をしてください。申請用紙は中央支部ホームページ会員サイトよりダウンロードできます。 草々

**＜支部会員のグループ活動への補助金＞**

支部会員が参加するグループ活動で、以下の要件に該当するグループに対し、支部より年間 １万２千円を限度に補助金が支給されます。支給を希望するグループは、申請書に必要事項を記入の上、参加する支部会員５名以上の署名押印を行い、研究成果又は活動結果等を添付し、支部に申請してください。

補助金の振込は年度末に行います。３月１６日までの申請分は当年度対象とします。

【要件】

・参加者は、支部会費を完納している個人支部会員５名以上であること

※複数のグループに参加している支部会員が署名押印できるのは、いずれか１つのグループのみとします。

・活動内容は、行政書士業務に関連する研究会又は親睦を目的とするものであること

・個人支部会員が自由に参加できるグループであること

・営利を目的としないものであること（ただし、実費相当額を分担することを除く）

・支部会員が主催するものであること（ただし、「親睦を目的とする会」であって、東京都行政書士会厚生部主催の行事に参加するグループも含む）

・「研究会」は、毎年１回以上、研究成果を８００字程度にまとめて、活動中の写真を添付

して支部に提出すること

・「親睦会」は、毎年１回以上、活動報告を６００字程度にまとめて、活動中の写真を添付

して支部に提出すること

**＜行政書士電子証明書取得費用の助成金＞**

支部会員が取得する「行政書士電子証明書」の取得費用について、以下の要件に該当する支部会費を完納している個人支部会員に対し、支部より１万円の助成金が支給されます。 支給を希望する個人支部会員は、申請書に必要事項を記入の上、行政書士電子証明書取得に係る領収証等を添付して、支部に申請してください。

【要件】

・支給申請日現在、３年以上中央支部に所属していること

・過去３年以内に、この助成金の支給を受けていないこと

**＜慶弔金の給付＞**

以下の要件に該当する個人支部会員に対し、支部より慶弔金が給付されます。 給付を希望する個人支部会員は、要件に該当した日より１年以内に、支部に申告してください。

 ※申告は東京都行政書士会（東京会）への申告とは別に支部への申告をお願いします。

【要 件】

・個人支部会員の結婚 ２０，０００円

・個人支部会員が叙勲又は大臣若しくは知事、区長の表彰が受けたとき

１０，０００円

・個人支部会員本人又は配偶者の出産 １０，０００円

・個人支部会員の死亡 ２０，０００円

・個人支部会員の配偶者の死亡 １０，０００円

・個人支部会員の一親等の親族の死亡 ５，０００円

なお、東京会会費又は支部会費を滞納している個人支部会員は対象外です。

＜問合せ先＞

東京都行政書士会中央支部

〒104-0061

東京都中央区銀座八丁目16番10号　中銀カプセルタワービルA-604号

TEL 03-3541-5856／FAX 03-3248-2048

以上